議案第114号

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例制定 について

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制 定する。

令和5年 9月 5日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市営プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市営プール設置及び管理条例(平成6年条例第139号)の一部を次のように改正する。

第2条の表ひたちなか市営石川町プールの項を削る。 別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 専用使用の場合

使用区分	午前	午後
一般	2,750円	5,500円
高校生以下の者又は65歳以上の者	1,370円	2,750円

別表の2の表備考4を削る。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

ひたちなか市営プール設置及び管理条例新旧対照表

(設置)

第2条 市営プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ひたちなか市営石川町プール	ひたちなか市石川町25番地
ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5
ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地
ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地

旧

別表(第8条関係)

ひたちなか市営プール使用料

- 1 略
- 2 専用使用の場合

	使用区分	午前	午後
50mプール	一般	9,620円	17,870円
	高校生以下の者又は65歳以上の者	4,810円	8,930円
25mプール	一般	2,750円	5,500円
H	高校生以下の者又は65歳以上の者	1,370円	2,750円

備考

1~3 略

4 専用使用できる施設は、石川町プールのみとし、その他の施設は、原則として専用使用を認めない。

(設置)

第2条 市営プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
ひたちなか市営馬渡プール	ひたちなか市大字馬渡2980番地の5	
ひたちなか市営枝川プール	ひたちなか市大字枝川158番地	
ひたちなか市営佐野プール	ひたちなか市大字高場188番地	

新

備考

別表(第8条関係)

ひたちなか市営プール使用料

- 1 略
- 2 専用使用の場合

使用区分	午前	午後
一般	2,750円	5,500円
高校生以下の者又は65歳以上の者	1,370円	2,750円

備考

1~3 略

ψ